

ピコカ特約

第1条（カード名称）

株式会社クレディセゾン（以下「当社」といいます。）がアルピコホールディングス株式会社及び株式会社デリシア（以下総称して「アルピコ」といいます。）と提携して発行し、プリペイドカード機能部分は当社、ポイントカード機能部分はデリシアが提供するカードをピコカ（以下「本カード」といいます。）と称します。

第2条（カードの発行）

お客様が、本特約、セゾンプリペイドカード規約並びにピコカポイントカード会員規約（以下「ポイント会員規約」といいます。）を承認し、当社並びにアルピコ（以下「二社」といいます。）に本カードのご利用のお申込をされ、二社が本カードのご利用を承諾した方（以下「会員」といいます。）に本カードを発行します。契約は、両社が承諾した日に成立するものとなります。

第3条（カード機能）

1. ポイントサービス機能部分については、本特約及びポイント会員規約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。
2. プリペイドカード機能部分については、本特約及びセゾンプリペイドカード規約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第4条（お届け出事項の変更届け先）

会員には、住所、電話番号等のお届け出事項に変更が生じた場合、当社、デリシア又は同社のグループ会社が運営する店舗（以下「店舗」といいます。）にその旨届け出ていただきます。

第5条（プリペイドカードのチャージ）

1. 利用者は、店舗内のレジ又は所定の窓口で申し出ることによりプリペイドカードへのチャージができます。
2. 利用者は、本カードの申込み時又は申込み後に当社所定の個人情報を登録した場合に限り、プリペイドカードに繰り返しチャージができるものとします。

第6条（会員資格の喪失）

1. 利用者がプリペイドカード又はポイントカードの資格を喪失した場合、当然に他の機能の利用資格も喪失するものとし、利用者は、本カードの利用ができなくなります。
2. 前項の定めにかかわらず、プリペイドカードの有効期間満了による利用資格喪失の場合には、利用者は引き続きポイントカードを利用できます。
3. プリペイドカード又はポイントカードそれぞれの利用資格喪失による効果等については、両規約の定めによるものとします。

第7条（特約の変更）

セゾンプリペイドカード規約第26条（本規約の変更等）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンプリペイドカード規約第26条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。